

第23章 報告、勧告、援助等

(法第80条)

(報告、勧告、援助等)

法第80条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 (略)

〈解説〉

法第80条は、開発許可権者が、本法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、必要な報告や資料の提出の要求、勧告、助言をする権限について規定されています。

本条の規定により報告若しくは資料の提出を求める相手方又は勧告若しくは助言をする相手方は、本法の規定による許可又は承認を受けた者であり、それ以外の者は対象となりません。また、報告若しくは資料の提出を求め得る事項又は勧告若しくは助言をする事項は、本法の施行のため必要な限度に限られます。

なお、本条の規定により報告又は資料の提出を求められ、それに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、法第93条第2号の規定により20万円以下の罰金に処せられます。したがって、報告又は資料の提出を求めるときは、本条の規定を根拠としている旨を明示して行います。

「勧告又は助言」とは、ある事項について相手方にある処置を勧める行為をいい、権限を有する開発許可権者が勧告又は助言を行った場合には、相手方は勧告又は助言の趣旨を尊重する義務を負うこととなりますが、法律上拘束されるものではありません。